

リボルビング払い・分割払い支払金等の債務免除特約

第1条（債務免除の内容）

当社は京葉銀カード会員規約（以下「会員規約」という）第31条に定めるリボルビング払い並びに会員規約第32条に定める分割払いによるカード利用の支払債務（以下総称して「リボ・分割払い支払債務」という）のある本会員が死亡した場合または重度障害になった場合、会員規約第27条、第36条、第41条及び第44条に定めるカード利用の支払債務（家族会員によるカード利用の支払債務を含む、以下「支払債務」という）を免除するものとします。

第2条（支払債務を免除する場合）

- 1.当社は、本会員がリボ・分割払い支払債務を負担している期間中に、次に掲げる事由に該当した場合は、支払債務を免除します。
 - ①死亡した場合（本会員が搭乗している航空機若しくは船舶が行方不明または遭難してから、その日を含めて30日を経過しても本会員が発見されない場合を含みます）
 - ②傷害（傷害の原因となった事故を含みます）または疾病（あわせて以下「身体障害」という）により、別表に定める重度障害（以下「重度障害」という）になった場合
- 2.前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った時が、本特約に基づく支払債務の免除制度発足以前であった場合は、当社は支払債務を免除しません。

第3条（用語の定義）

本特約において、次の用語の意味は、当該各項に定めるところによります。

- 1.傷害 本会員が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（断続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）を含みます。
- 2.疾病 本会員が被った前項の傷害以外の身体障害をいいます。
- 3.身体障害を被った時
 - ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時
 - ②疾病については、医師（本会員が医師である場合は、当該会員以外の医師をいいます。）の診断による発病の時

第4条（支払債務免除額の計算）

- 1.免除する支払債務の額は、本会員が死亡した日または重度障害になった日（重度障害であることを医師が診断した日をいいます。以下同様とします。）現在の債務額（支払期限未到来債務を含みます。）とし、支払遅滞による遅延損害金を含みます。
- 2.前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った日（傷害については傷害の原因となった事故発生日をいい、疾病については医師の診断による発病日をいいます。但し、身体障害を被った時が判明しているときは、その時をいいます。）以降に新たに生じた支払債務については、免除しません。

3.当社が免除する債務の額は、いかなる場合も、100万円が上限となります。

第5条（支払債務を免除しない場合）

1.当社は、本会員が死亡した場合または重度障害になった場合であっても、次に定める場合には、支払債務を免除しません。

- ①本会員の故意
- ②本会員の自殺行為または犯罪行為

2.当社は、次に定める事由により発生した支払債務は免除しません。

- ①会員規約第21条に定める期限の利益を喪失した後のカード利用
- ②他人によるカードの不正使用

第6条（支払債務を免除するための手続）

1.本会員が死亡した場合または重度障害になった場合は、本会員またはその法定代理人または法定相続人は、当社に対し、次に掲げる手続を行わなければなりません。

- ①死亡した日または重度障害になった日からその日を含めて原則30日以内にその旨を通知すること
- ②次に掲げる書類を提出すること（但し、これ以外の書類の提出を求めることがあります。）

- イ.死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書
- ロ.重度障害の場合は、その程度を証明する医師の診断書

2.本会員またはその法定代理人または法定相続人が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知、説明もしくは書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当社は支払債務を免除しません。

第7条（当社の指定医による診察等の要求）

1.当社は、本会員またはその法定代理人または法定相続人に対し、前項の通知に関する説明及び当社の指定する医師による本会員の身体の診察もしくは死体の検案（但し、その際に要した費用は当社の負担とします。）を求めることができるものとし本会員またはその法定代理人または法定相続人はこれに協力しなければなりません。

2.前項の当社の申し出につき、本会員またはその法定代理人または法定相続人が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は支払債務を免除しません。

第8条（免除対象債務の特定等）

1.当社は、本特約第6条に掲げる書類を受理後、審査の上、本特約第4条に基づき当該会員について免除の対象となる支払債務の額を決定します。

2.前項の決定を行うにあたり、いずれの支払債務を免除するかについては当社の定めるところによるものとし、本会員はこれを予め承諾するものとし、

3.当社が支払債務の免除をしてもなお本会員の支払債務が残存するときは、本会員またはその法定相続人は会員規約に従いその支払をするものとし、

4.当社が支払債務を免除した場合において、死亡した日または重度障害になった日以降に本会員またはその法定相続人から支払債務の全部または一部について支払が行われた場合には、当社において審査の上、支払債務の免除をする部分に既払金があるときはこれを本会員またはその法定相続人に返還し精算するものとし、但し、本会員またはその法定相続人への返還金には利息を付さない

ものとします。

別表

<p>対象となる重度障害の状態</p> <p>1.眼の障害</p> <p>(1)両眼が失明したとき</p> <p>(2)両眼の矯正視力の和が永続的に 0.04 以下になったとき</p> <p>2.耳の障害</p> <p>(1)両耳の聴力を失ったとき</p> <p>(2)両耳の聴力レベルが永続的に 100 デシベル以上となったとき</p> <p>3.腕（手関節以上をいいます。）または脚（足関節以上をいいます。）の障害</p> <p>(1)両腕または両脚を失ったとき</p> <p>(2)両腕または両脚の 3 大関節中の 2 関節または 3 関節の機能を全く廃したとき</p> <p>(3)1 腕を失い、かつ、1 脚を失ったとき</p> <p>(4)1 腕を失ったかまたは 1 腕の 3 大関節中の 2 関節または 3 関節の機能を全く廃し、かつ、1 脚の 3 大関節中の 1 関節の機能を全く廃したとき</p> <p>(5)1 腕の 3 大関節中の 1 関節の機能を全く廃し、かつ、1 脚を失ったかまたは 1 脚の 3 大関節中の 2 関節または 3 関節の機能を全く廃したとき</p> <p>4.指の障害</p> <p>(1)両手のすべての指を失ったとき</p> <p>(2)両手のすべての指の機能を全く廃したとき</p> <p>5.咀嚼または言語の機能を全く廃したとき</p> <p>6.難病（厚生省特定疾患治療研究事業の対象となっている疾病をいいます。）となったとき</p> <p>7.その他身体の著しい障害により、随時他人の介助を受けなければ自用を弁ずることができなくなったとき</p> <p>(注1)すでに生じていた障害に新たな障害が加わったことにより上記の状態になった場合を含みます。</p> <p>(注2)「手関節以上」または「足関節以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。</p>
--

(2011 年 9 月改定)